

第13期第1回

札幌市福祉のまちづくり推進会議

議 事 錄

日 時：2023年11月29日（金）午前10時開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第2常任委員会会議室

1. 開　　会

○事務局（高松企画調整担当課長）　皆様、本日は、お忙しい中をご出席いただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第13期第1回札幌市福祉のまちづくり推進会議を開催いたします。

私は、冒頭の進行を務めさせていただきます事務局の保健福祉局障がい保健福祉部企画調整担当課長の高松でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、開会に当たりまして、障がい保健福祉部長の成澤からご挨拶いたします。

○成澤障がい保健福祉部長　皆様、お疲れさまです。

障がい保健福祉部長の成澤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

開会に当たりまして、一言、ご挨拶をいたします。

本日は、会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。

委員につきまして、前回の会議から継続あるいは今回新たに就任に関しまして、いずれもご快諾をいただきまして、重ねて感謝申し上げます。

札幌市では、全ての市民が、快適、安心に生活できるようにまちづくりをしていくということで、四半世紀前になりますが、平成10年に札幌市福祉のまちづくり推進条例を制定しております。

皆様に参加していただいているこの会議は、この条例に基づく会議となっておりまして、福祉のまちづくりを推進していくために、市民の皆様、そして、事業者の皆様、有識者の皆様、札幌市が協力していろいろと議論をして福祉のまちづくりを進めていく、そういう会議体になっております。

本日の会議は、前回の第12期の会議で決まりました議論内容をいろいろと確認いただきまして、今期第13期の活動内容と方向性についてご審議をいただく予定です。

委員の皆様におかれましては、それぞれの立場、あるいは、様々な視点から活発にご意見を頂戴できればと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（高松企画調整担当課長）　続きまして、事務局より、委員の皆様の出席状況についてご報告をさせていただきます。

本日は、札幌市身体障害者福祉協会の浅香委員、北海道科学大学の石田委員、札幌地区バス協会の今委員、札幌ハイヤー協会の鈴木（康）委員、ユニバーサルデザイン有限会社環工房の牧野委員の5名から欠席のご連絡をいただいております。

事前に送付しております資料の次第の裏面に出席状況を記載しておりますけれども、浅香委員、石田委員、牧野委員は欠席に変更となっておりますので、よろしくお願いします。

なお、横尾委員に関しては、遅れてくるという連絡が来ております。

それでは、第13期の最初の会議でございますので、ご出席の委員の皆様に自己紹介をお願いしたいと思います。

次第の裏面をご覧ください。

こちらの名簿順に、事務局からお名前をお呼びさせていただきます。呼ばれた方は、恐れ入りますが、一言、ご挨拶をお願いいたします。

皆様におかれましては、着座のままご挨拶をお願いいたします。

それでは、早速、ご紹介に移らせていただきます。

まず、初めに、札幌市精神障害者家族連合会の池田桂子委員です。

○池田委員 札幌市精神障害者家族連合会の池田と申します。

今までずっと、コロナ禍の関係でリモートでしかやっていなかったのですけれども、やはり皆さんと顔を合わせて会議をするということがとてもいいなと感じました。

そういうアナログな人間ですけれども、どうぞよろしくお願ひします。

○事務局（高松企画調整担当課長） 続きまして、北海学園大学の石橋達勇委員です。

○石橋委員 北海学園大学工学部建築学科の石橋と申します。よろしくお願ひいたします。

私は、公共施設の建築計画学を専門としている者でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○事務局（高松企画調整担当課長） 公募委員の泉ひろ美委員です。

○泉委員 公募の泉ひろ美と申します。よろしくお願ひいたします。

私は、もともと作業療法士で、病院で働いていた者なのですけれども、こういう形で会議に参加させていただいて、いろいろな方と知識や情報を広めていけたらなと考えております。よろしくお願ひいたします。

○事務局（高松企画調整担当課長） 公募委員の上原昌二委員です。

○上原委員 公募委員の上原です。よろしくお願ひいたします。

今回初めて参加させていただきますので、不慣れな点もあるかもしれませんけれども、よろしくお願ひいたします。

○事務局（高松企画調整担当課長） 札幌地区退職者連合の風間忠勝委員です。

○風間委員 風間です。

第12期に引き続いての委員ということで、よろしくお願ひします。

○事務局（高松企画調整担当課長） 公募委員の片桐抄織委員です。

○片桐委員 公募委員の片桐抄織です。

家族に重度の視覚障がいがいて、いろいろと気づきがあって、応募いたしました。よろしくお願ひいたします。

○事務局（高松企画調整担当課長） 札幌市手をつなぐ育成会の小島佳代子委員です。

○小島委員 小島と申します。

知的障がい者の支援する会から参りました。まちづくりの中で一番大変な部分、目に見えないところの皆さんの理解と協力を仰ぐ形のまちづくりをお願いしていきたいと思っています。よろしくお願ひいたします。

○事務局（高松企画調整担当課長） 札幌市立大学の小宮加容子委員です。

○小宮委員 札幌市立大学の小宮と言います。よろしくお願ひします。

私は、芸術の森キャンパスにあるデザイン学部でユニバーサルデザインを教えています。
どうぞよろしくお願ひします。

○事務局（高松企画調整担当課長） 札幌市視覚障害者福祉協会の近藤委員です。
○近藤委員 近藤でございます。

札幌市視覚障害者福祉協会の代表を務めております。引き続き、どうかよろしくお願ひします。

○事務局（高松企画調整担当課長） スポットウォーキングさっぽろの佐藤成二委員です。
○佐藤委員 一般社団法人スポットウォーキングさっぽろの佐藤と申します。

ふだんは、「車イスでも入れる美味しいお店」というグルメサイトとフリーペーパーを発行しています。

僕自身は、20年ぐらい前に、風邪の後遺症で車椅子生活をずっと過ごしてきて、もともと健常の体から車椅子になったことで、生活していく中で不便なことや周りの目など、いろいろなことを感じながら生きてきたので、それを少しでもハードルを下げて、皆さんがもっと住みやすい世の中になればいいなという活動をずっと続けています。

今回は初めての参加なので、よろしくお願ひいたします。

○事務局（高松企画調整担当課長） 公募委員の杉本よしみ委員です。
○杉本委員 杉本です。初めての参加になります。

私は、障がい福祉の就労継続支援B型事業所を運営しております。

私どもの利用者の中にも身体障がいの方が2名いらっしゃいまして、恥ずかしながら、こういう機会を今年初めて広報で拝見しまして、まちづくりの中で代弁できる場があるのではないかと思い、早速、公募させていただきました。

知識不足、勉強不足のところもあるかと思いますが、代弁や自分なりの意見をいっぱい出していきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○事務局（高松企画調整担当課長） 札幌市肢体障害者協会の鈴木淳平委員です。
○鈴木（淳） 委員 おはようございます。

札幌市肢体障害者協会の鈴木（淳）と申します。

私は、前回、第12期の最後に初めて参加させていただいて、実質的には、今回から新人として札幌市肢体障害者協会の思いを皆様に報告をさせていただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（高松企画調整担当課長） 札幌市老人クラブ連合会の高橋誠委員です。
○高橋委員 皆様、こんにちは。

札幌市老人クラブ連合会の高橋でございます。

私は、札幌市老人クラブ連合会に4月から就任しました。名簿上は、前期、第12期にも記載させていただきましたが、参加するのは本日が初めてでございます。

札幌市老人クラブ連合会事務局として、高齢者の立場から参加させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（高松企画調整担当課長）　オンラインで出席していただいている北海道医療大学の橋本菊次郎委員です。

○橋本委員　おはようございます。

北海道医療大学の橋本と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、業務の都合で、オンラインでの参加となり、申し訳ございません。第12期から務めさせていただいております。

専門は、精神保健福祉となっております。心のバリアフリーなどで意見を述べさせていただくことになると思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（高松企画調整担当課長）　北海道建築士会札幌支部の東道尾委員です。

○東委員　東と申します。

所属は、北海道建築士会札幌支部です。

仕事としては、個人で設計事務所を営んでおります。主に、在宅で生活されている高齢者の方や障がいの方のご相談にも応じてリフォームの仕事に関わっております。よろしくお願ひいたします。

○事務局（高松企画調整担当課長）　オンラインで出席していただいている札幌市社会福祉協議会の菱谷雅之委員です。

○菱谷委員　札幌市社会福祉協議会の常務理事の菱谷でございます。

業務の都合上、オンラインで参加させていただいております。

社協は、地域の関係機関や諸団体とのネットワークを得意としているところでございますので、札幌の福祉のまちづくり推進に当たって、できる限りの支援、ご協力をていきたいと思っているところでございます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（高松企画調整担当課長）　公募委員の村瀬未奈委員です。

○村瀬委員　公募委員の村瀬未奈です。

現在、北星学園大学社会福祉学部福祉計画学科に在籍しており、4年生になります。

福祉の勉強しているため、その視点や、一市民として参加させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○事務局（高松企画調整担当課長）　公募委員の山日裕恵委員です。

○山日委員　皆様、おはようございます。

公募委員の山日裕恵と申します。

私は、仕事やボランティアなどで、高齢者や障がいをお持ちの方の施設や在宅のサポートをしてきました。そういう経験から思うことがいろいろあったので、公募で参加させていただくこととなりました。

一市民としても、いろいろとお話をできたらなと思っております。よろしくお願ひいたします。

○事務局（高松企画調整担当課長）　札幌市ボランティア連絡協議会の渡辺恵美子委員です。

○渡邊（恵）委員 札幌市ボランティア連絡協議会の渡邊（恵）でございます。初めてこのような席に参加させていただいております。よろしくお願ひいたします。

地域では、町内会長をしたり、また、ボランティアとして、市内だけでなく、海外やいろいろな方々とお会いする機会が多いので、そういうところで世界に向けて、幅広い活動をさせていただいております。

また、札幌市としてPRできるところは、福祉のまち札幌はすごいなと言われるようなまちにしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○事務局（高松企画調整担当課長） 公募委員の渡邊和香子委員です。

○渡邊（和）委員 公募委員の渡邊和香子と申します。

福祉のために何かお役に立てることがあればと思い、参加させていただきました。どうぞよろしくお願ひします。

○事務局（高松企画調整担当課長） したがいまして、本会議の委員数26名のうち、現時点で20名にご出席していただいています。

出席者が過半数に達していることから、札幌市福祉のまちづくり条例施行規則第14条第3項の規定により、本会議が成立していることをご報告いたします。

続きまして、事務局員を紹介させていただきます。

障がい福祉課事業計画担当係長の佐々木です。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 佐々木と申します。よろしくお願ひいたします。

○事務局（高松企画調整担当課長） 事業計画担当の木内です。

○事務局（木内事業計画担当） 木内です。よろしくお願ひします。

○事務局（高松企画調整担当課長） 本日は、議題に関する所管部局として、まちづくり政策局ユニバーサル推進室の職員も出席しております。

誠に恐縮でございますけれども、成澤は、別の業務がありますので、ここで退席させていただきます。

〔障がい保健福祉担当部長は退席〕

2. 議 事

○事務局（高松企画調整担当課長） それでは、議題に入りたいと思います。

今回の会議は、第13期として最初の会議でございますので、会長、副会長を決める必要がございます。

会長、副会長が決まるまで、私が議長を務めさせていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（高松企画調整担当課長） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

札幌市福祉のまちづくり条例施行規則第12条に基づき、委員の方の互選により、会長、

副会長を選出したいと思います。

最初に、会長につきまして、立候補される方または推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

○東委員 第12期福祉のまちづくり推進会議の会長を務められておりまして、また、これまでいろいろ議論されてきた経緯などもよく理解されている石橋委員にお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

○事務局（高松企画調整担当課長） ただいま、東委員から会長に石橋委員を推薦するというご意見がございました。

ほかに、ご意見はございますか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（高松企画調整担当課長） それでは、石橋委員に会長にご就任いただくということでおろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）（拍手）

○事務局（高松企画調整担当課長） 会長に承認され、拍手をいただきましたので、石橋委員が会長に就任することが決定いたしました。

続きまして、副会長の選任に入りたいと思います。立候補される方または推薦される方はいらっしゃるでしょうか。

○石橋会長 福祉のまちづくりを議論する中で、障がいをお持ちの当事者の方の意見が非常に重要でございまして、いろいろな立場の方のご意見やご事情に精通されておられます札幌市身体障がい者福祉協会の浅香委員にお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○事務局（高松企画調整担当課長） ただいま、石橋委員から副会長に浅香委員を推薦するというご意見がありました。

浅香委員は、本日、欠席しておりますけれども、何らかの役職に推薦があった場合はお受けすると内諾を事前に伺っております。

ほかに、ご意見はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（高松企画調整担当課長） 副会長を浅香委員にお願いするということで、承認される方は拍手をお願いいたします。

（「異議なし」と発言する者あり）（拍手）

○事務局（高松企画調整担当課長） ありがとうございます。

副会長には、浅香委員が就任することが決定いたしました。

それでは、会長に、一言、ご挨拶いただきたいと思います。

石橋会長、よろしくお願ひいたします。

○石橋会長 ただいまご指名いただきました北海学園大学工学部建築学科の石橋でございます。

改めまして、皆さん、おはようございます。よろしくお願ひいたします。

皆様、第1回目で非常に堅い雰囲気で、緊張されている方もたくさんいらっしゃるかもしれませんのですけれども、前回、第12期に引き続いて会長の要職をお受けすることになりました。

当然、札幌市は、広い中で、いろいろな障がいをお持ちの方であったり、高齢者であったり、子育て中であったり、若い方、今期は大学生が入られるということで、私が参画させていただいている中で、多分、初めてだと思うのですけれども、非常にいろいろな立場の方のご意見を伺える貴重な会議になるのかなと考えております。

後から、事務局から様々な議題の提案があると思います。その中で、限られた時間ではございますけれども、ぜひ様々なお互い立場を尊重して前向きな議論ができるように、皆さんからざくばらんにご意見いただきたいと思います。

私は、結構当てますので、皆さん、すみませんが、それなりに心構えだけご準備いただきたいと思います。どうかよろしくお願ひいたします。

○事務局（高松企画調整担当課長） ありがとうございます。

それでは、これ以降の会議の進行につきましては、石橋会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

〔会長は所定の席に着く〕

○石橋会長 時間も限られていますので、早速、議題に入っていきたいと思います。

お手元の議題（2）福祉のまちづくり関係法令・条例等の制定経過と内容についてと、議題（3）第12期までの福祉のまちづくり推進会議の審議内容等についてです。

これから、事務局から説明もございますけれども、皆さんのご発言の際には、発言者、発言内容が分かるように、なるべくゆっくりお話しいただけるようにしていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、本日の会議は、第13期最初の会議でございます。委員の中には、新たに今期から就任された方もいらっしゃると思いますので、議題（2）の福祉のまちづくりの関連法令等々、議題（3）の過去の審議内容について、事務局からご説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 私から、福祉のまちづくりに関わる法令や条例等の制定経過、内容、福祉のまちづくり推進会議の審議内容についてご説明いたします。

まず、資料1をご覧ください。

これは、皆様方に、今後の福祉のまちづくりを審議していただく前提の情報として、主にバリアフリーに関する国の法令や北海道、札幌市の条例制定経過、札幌市バリアフリー基本構想に係る策定の経過を時系列で整理したものでございます。

お時間の関係上、ここでは、主要な部分のみご説明いたします。

1ページをご覧いただきまして、まず、端緒といたしましては、平成6年、本格的な高齢社会の到来を迎えるにあたって、障がいのある方や高齢の方などの自立と積極的な社会参加を促すた

めに、不特定かつ多数が利用する建築物、いわゆる特定建築物において、高齢の方、身体障がいのある方が円滑に利用できるような整備を促進することを目的に、ハートビル法が制定されました。

ハートビル法や、平成9年に制定されました北海道福祉のまちづくり条例などの法整備を受けまして、札幌市では、平成10年、障がいのある方や高齢の方を含め、全ての市民が安心して快適に暮らし、自らの意思で自由に行動し、あらゆる社会活動に参加できる福祉のまちづくりを推進し、全ての人に優しいまちにすることを目的といたしまして、札幌市福祉のまちづくり条例を制定いたしました。

その後、ページをおめくりいただきまして、2ページの下になりますけれども、平成18年には、建築物や公共交通機関、移動経路における総合的、一体的なバリアフリー施策を推進するために、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合したバリアフリー新法が施行されました。

さらにページを進みまして、4ページの上段にございます平成30年及び令和2年には、バリアフリーの取組の実施に当たり、共生社会の実現と社会的障壁の除去に留意すべき旨を明確化するとともに、オリンピック・パラリンピック東京大会のレガシーとして、共生社会の実現に向けて、公共交通事業者等のソフト対策の強化、それから、市町村による心のバリアフリーの推進、バリアフリー基準適合義務の対象拡大などの施策を充実したバリアフリー法の改正がございました。

また、昨年、令和4年には、札幌市バリアフリー基本構想の最新版でございます基本構想2022を策定いたしまして、これら国の法令と合わせて、札幌市のバリアフリー施策を推進しているところでございます。

次に、これまでの福祉のまちづくり推進会議の審議内容をご説明したいと思います。

資料2をご覧ください。

この推進会議は、先ほど述べさせていただきました札幌市福祉のまちづくり条例で、福祉のまちづくりの推進に関して重要な事項を審議するため、平成11年から設置されたもので、任期は2年となっております。

第1期から第3期までは、条例制定直後ということで、条例の趣旨を広めるための指針や事例集、優良事例の表彰の実施、さらに条例の一部改正の作業を行い、第4期以降、より具体的な施策を検討する場として、バリアフリー情報の提供や心のバリアフリーの検討を開始しております。

第5期の推進会議では、総合的かつ一体的なバリアフリー化を促進するために、新・札幌市バリアフリー基本構想の検討を行いました。

その後、第8期と第11期でも見直しを行っております。

なお、第5期、第6期の2期にわたりましては、優しさと思いやりのバリアフリーと称して、従来の数値で表したバリアフリー基準のみに頼るのではなく、人の目や感覚に基づく新たな取組を検討してまいりました。

特に、第6期では、公共的施設のバリアフリーチェックシステムという制度をつくりまして、現在まで運用しているところでございます。

これは、札幌市が公共的施設を整備する際に、障がいのある方や高齢の方などに、図面や建物をチェックしてご意見を言っていただくというものでございまして、第7期以降、部会委員の皆様に参加していただいております。

また、部会では、バリアフリーチェックの意義や出された意見等、市有施設を整備する部局へ周知させていただいたほか、バリアフリーの意識を持って計画、設計を進めていたくため、トイレやエレベーターの整備事例集を作成いたしました。

一方、心のバリアフリーの推進の取組につきましては、2ページに移りまして、第7期で、市民向け啓発冊子、心のバリアフリーガイドを作成いたしました。

第9期で、心のバリアフリーガイドを改訂いたしましたほか、第10期では、感受性が豊かな子供時代に、心のバリアフリーに触れて理解していただくため、4こま漫画ですかイラストを多く用いた心のバリアフリーガイドわかりやすい版を作成いたしました。

こちらのわかりやすい版につきましては、現在も市内の全小学校4年生に配付しております、そのほかにも、心のバリアフリーガイドの内容を要約した心のバリアフリーガイド中学生用を、令和3年度から市内の全中学校3年生に配付しているところでございます。

続きまして、第12期の開催状況をご説明いたしますので、資料3をご覧ください。

令和3年9月から2年間を任期とした直近の第12期におきましては、計3回の全体会議を開催しております、二つの部会を設置し、活動いたしました。

まず、公共的施設のバリアフリー部会の活動の概要についてご説明いたします。

部会自体は全2回、バリアフリーチェックは全3回、計5回実施いたしました。

活動内容といいたしましては、中央区役所の建て替え、それから、サッポロファクトリー内にございます中央市税事務所の移転に係るバリアフリーチェックでございます。

チェックの仕組みは、後ほどご説明いたしますので、ここでは実施の概要についてご説明いたします。

施設のイメージにつきましては、資料4に中央区役所の図面を掲載しておりますので、こちらもご覧いただきながらお話を聞きいただきたいと思います。

中央区複合庁舎整備事業につきましては、中央区役所の建て替えのために、令和4年2月、それから、9月に設計段階で2回、バリアフリーチェックを実施いたしました。

旧中央区役所の敷地に、中央区役所、中央区民センター、中央保健センターの三つの用途を集約した複合庁舎を新築し、令和6年度末の供用開始を予定しております。

各階の構成といいたしましては、地下1階、地下2階に来庁者用の駐車場、1階、2階に中央区民センター、2階の一部と3階から6階に中央区役所、中央保健センターを配置しております。

また、石山通に面した建物東側に、来庁者ゾーンや窓口、執務ゾーンを設ける計画となっております。

次に、バリアフリーチェックの実施結果概要でございますが、資料4の1ページから1ページまで、いただいたご意見とそれに対する担当部局の考え方を記載しております。

お時間の関係上、ここでは主なご意見等についてご紹介させていただきます。

まず、2ページをご覧ください。

3番でございますけれども、各階の非常放送と非常表示についてご意見をいただきました。

聴覚障がいのある方の避難を考慮し、光警報装置、いわゆるフラッシュライトを設置する予定との回答をいただいております。

次に、同じく2ページの6番目になりますけれども、区役所の窓口について、障がいのある方や高齢の方など、様々な方が利用しやすくなるように、区役所の窓口は3階ではなく1階に設けるべきとのご意見をいただきました。

こちらにつきましては、区民ホールが災害時に指定避難所になることを踏まえまして、避難所の利便性に配慮して1階に配置しておりますけれども、窓口を3階に配置することで、来庁者の利便性が低下するおそれがあることを考慮いたしまして、エレベーターの設置のほか、1階から3階までをつなぐエスカレーターを設けて利便性の向上を図っていく、こうした担当部局の回答を掲載しております。

なお、窓口をワンフロアに集約配置することで、手続に伴うフロア間の移動を大幅に減少させる計画とのことでございました。

続きまして、中央市税事務所移転事業について、中央区役所の複合庁舎化により、空室となる中央保健センター及び中央区役所分庁舎に中央市税事務所を移転させることに伴い実施する保全改修工事となっております。

こちらは、1階は納税課、2階は市民税課、6階が固定資産税課と諸税課を配置いたしまして、5階を会議室として利用する予定ということで、令和6年度下期の供用開始を予定しております。

バリアフリーチェックの実施結果概要につきましては、資料4の12ページ以降に記載しております。

担当部局の考え方につきまして、主なご意見を紹介させていただきます。

まず、13ページの2番でございますけれども、段鼻と踏み台のタイルが同系色の場合は、地下鉄の階段のように、段鼻にワインレッドカラーのシールを貼付けしてはどうかとのご意見をいただきました。

こちらにつきましては、現時点でも、本施設の階段の踏み台面は、全体的にアイボリー系、段鼻は濃いグレー色と段鼻が目立つような配色となっており、もし現地調査で目立ちにくい箇所があれば、改修を検討いたしますとのことでございました。

引き続き、14ページでございますけれども、13番目の壁の色でございますが、もし白色系であれば、オフホワイト色など視覚に障がいがある方などに優しい色であってほしいといったご意見がございました。

担当部局といたしましては、改修を行う部分の壁については、製品選定時に落ち着いた色合いになるように検討しますという回答をいただいてございます。

次に、15ページの15番でございますけれども、トイレや窓口、道順が分かりやすいように大きくて配色が考慮された標識があるとよいというご意見をいただきました。

今後、具体的なサインなどの計画を検討する際には、いただいたご意見を基に分かりやすいものといたしますという回答を得ております。

公共的施設のバリアフリー部会の説明は、以上でございます。

続きまして、最後に、施設整備マニュアル改訂に係る検討部会の活動概要をご説明いたします。

まず、資料3の裏面にお戻りいただきまして、施設整備マニュアル改訂に係る検討部会の全5回の活動概要を記載しております。

こちらにつきましては、全部で5回実施をいたしました。

具体的な内容につきましては、この資料5をご覧ください。

内容といたしましては、施設整備マニュアルの改訂案の検討のほか、整備基準の見直しについて検討いたしました。

まず、整備基準の見直し案についてご説明いたします。

整備基準見直しの目的でございますけれども、札幌市福祉のまちづくり条例の主要な整備項目、いわゆる廊下やトイレの遵守状況が3割程度と低い状況でございます500平米未満のいわゆる小規模な民間公共的施設のバリアフリー化を促進していく必要性がございました。

整備基準見直しの方向性といたしましては、小規模施設内の通路、廊下の幅、傾斜路の幅、トイレの広さについて、より建築主などが対応しやすい基準になるように整備基準の変更を検討いたしました。

また、施設整備マニュアルの改正につきまして、こちらは、マニュアルの発行から一定期間が経過しております、福祉のまちづくり条例に基づく公共的施設の新設等の事前協議に際して、建築物を設計し、協議の担当となるいわゆる建築設計者のご意見も聴取させていただき、その意見を反映させることにより、より実用に即した使いやすい施設整備マニュアルとする工夫を行いましたほか、整備基準の解説の充実や望ましい整備などのアップデートを図ってまいりました。

このほか、施設整備マニュアルの中に、福祉のまちづくり条例の趣旨や概要、それから、近年の新たな考え方、いわゆるユニバーサルデザインや心のバリアフリー、身体障害者補助犬法、障害者差別解消法、カラーユニバーサルデザインといった新たな考え方なども盛り込むことといたしました。

最後に、資料5の右下、規則改正のスケジュールでございます。

ちょうど規則改正のパブリックコメントを、今年10月下旬から11月下旬まで1か月間実施いたしました。

こちらでいただいたご意見などを参考に、来月12月には、改正規則の公布、その後、半年程度の周知期間を経た後で、令和6年7月頃の施行を予定しております。

以上で、説明を終わります。

○石橋会長 いろいろな資料を使って説明していただきましたので、皆様、机の上にぎやかな状態になっていると思うのですけれども、ただいまの事務局からのご説明について、初めて耳にするようなお話があったと思いますが、ご質問、ご意見はございませんか。

○渡辺（恵）委員 初めてですので、ちょっとずれるような質問になるかもしれませんけれども、よろしくお願ひいたします。

今、詳細にわたりましてご説明いただきましたけれども、この段階で、委員の皆様方も1度か2度、この改築された場所などを見に行かれたことがあるのかをお尋ねしたいと思います。

○石橋会長 これは、皆様に対しての質問ですか。

○渡辺（恵）委員 第12期の方々に対してです。

○石橋会長 バリアフリーチェックについて、参加率や、どういうことだったのかということですね。

○渡辺（恵）委員 はい。

○石橋会長 分かりました。

事務局、説明をいただけますか。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 第12期の活動の内容ということでよろしいですか。

○石橋会長 どのくらいの委員の方がバリアフリーチェックに参加されたのかということです。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 資料3の1ページの下段をご覧ください。

こちらは、全体会議を2回、それから、バリアフリーチェック自体は3回実施いたしました。

バリアフリーチェックにつきましては、今回、中央区役所と中央市税事務所の設計段階のチェックでございましたので、建物を見に行く段階ではございませんでした。そのため、書面やオンラインで設計図面を共有させていただきまして、この図面であれば、もう少しこうしたほうがいいですよねといった意見を伺うような形で実施いたしました。

○渡辺（恵）委員 分かりました。

現場を見に行きながら修正をしているのではないかと思ったものですから、失礼いたしました。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 前期の任期の間では、札幌市の公共的施設で、ちょうど完成直前のものがございませんでした。

恐らく、今回、第13期のバリアフリーチェックでは、中央区役所や中央市税事務所の施工段階でのチェックで、実際に建物に入っていただいて確認をいただくような場面も出

てこようかと思います。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○石橋会長 よろしいですか。

○渡辺（恵）委員 はい。

○石橋会長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。

○佐藤委員 資料4でお話をしていた意見と考え方というのは、前回のバリアフリーチェック3回を通してまとめたものという認識でよろしいですか。

○石橋会長 事務局、ご回答をお願いします。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） まとめたものという形でございます。

○佐藤委員 第13期からは、この意見と考え方を参考に、バリアフリーチェックをするという考え方ですか。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） おっしゃるとおりでございます。

○佐藤委員 ここから、また、新たに意見が追加されることもありますか。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） その時点でお気づきの点がございましたら伺う形でございます。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○石橋会長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋会長 それでは、会議の最後で、ご質問、ご意見をいただきても結構ですので、先に進めさせていただきたいと思います。

それでは、四つ目の議題に移っていきたいと思います。

先ほどご質問にございました第13期推進会議の検討事項及び専門部会の設置について、事務局からご説明をよろしくお願いします。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） それでは、第13期福祉のまちづくり推進会議の検討事項及び専門部会の設置につきましてご説明させていただきます。

資料6をご覧ください。

こちらにございますように、事務局からは、第13期の部会といたしまして、バリアフリーチェックを実施する公共的施設のバリアフリーパー部会、それから、（仮称）共生社会推進条例の制定に係る検討を行う障がい分野における共生社会推進条例検討部会という二つの部会の設置を提案させていただきたいと思います。

なお、部会の正式な名称につきましては、それぞれ第1回の部会において、皆様のご意見をいただきながら決定させていただきたいと考えております。

それでは、まず最初に、左側の公共的施設のバリアフリーパー部会についてご説明させていただきます。

こちらの部会を設置する理由といたしましては、市有施設のバリアフリーチェックを実施し、以降の施設整備に生かすことで、市有施設をはじめとした公共的施設のバリアフリ

一整備レベルの向上を図ることで、活動の頻度といたしましては、2年間でおよそ3回程度を予定しております。

ここで、バリアフリーチェックという仕組みにつきまして改めてご説明いたします。

先ほども少し触れさせていただきましたけれども、従来のいわゆる数値化されたバリアフリーの整備基準のみに頼るのではなく、人の目、それから、感覚に基づく新たな取組として、札幌市が公共的施設を整備する際に、障がいのある方、高齢の方によるバリアフリーチェックを実施してご意見を求めるシステムとなっております。

具体的には、札幌市が行う2,000平米以上の公共的施設の新築、増築、改築、あるいは、道路、公園の整備などが対象としておりまして、要綱上、札幌市老人クラブ連合会の皆様、それから、札幌市身体障害者福祉協会の皆様、ご推薦いただいた方に、バリアフリーチェックを行っていただくものでございます。

なお、福祉のまちづくり推進会議の部会委員の皆様にも、本システムの検証ということで、ご一緒にバリアフリーチェックにご参加いただいております。

なお、補足でございますけれども、札幌市福祉のまちづくり条例上では、公共的施設の定義につきまして、学校、病院、ホテル、工場、共同住宅などの多数の方が利用する施設を指しますけれども、チェックの対象といたしましては、特に、区役所のように不特定多数の方が利用する市有施設を対象としております。

バリアフリーチェックは、一つの整備事業につき、企画、設計段階、それから、施工段階の複数の段階で、設計内容または施工内容の変更が可能な時期に実施することを原則としております。基本的には、設計段階で1回、施工段階で1回という形を基本としております。

設計段階のチェックでは、整備を担当する部局から施設の概要などをご説明いただいた後、設計図面やイメージ画像などを見ていただきながら、その施設に必要なバリアフリーの整備や機能が備わっているか、チェックをしていただくような形となります。

図面の段階では完成後の施設を詳細に想像することがなかなか難しい部分もございますけれども、大きな変更が基本的に難しい施工時とは違いまして、一般用トイレにも車椅子が入れる大きめのブースを設置していただきたいというような設計段階だからこそのご意見なども伺うことができるというメリットもございます。

これに対しまして、施工段階のチェックにつきましては、基本的には設計段階での意見がどのように反映されているかというものを確認していくことが中心となります。

しかしながら、設計時と違いまして、立体的に確認することが可能となりますので、この段階で初めてお気づきになる点もあるかと思います。

例えば、案内サイン設置の高さが高過ぎるということもございますので、設計段階では見えない部分をご覧いただくという面で、施工段階でのチェックも非常に重要なものと考えております。

現時点で決まっているチェック対象施設でございますけれども、議題（3）でご説明い

たしました建て替えを行う中央区役所と中央市税事務所の移転の二つの施設となっております。

第13期におきましては、新中央区役所の施工段階を2回、それから、中央市税事務所の移転につきまして、施工段階での1回を実施する予定でございます。

このほかにも、もし任期の間に新築、増築などの対象施設がございましたら新たに追加することも想定されますので、ご承知おきいただきたいと思います。

なお、こちらにございますように、第1回の部会は、かなり近い時期でございますけれども、年明け1月から2月頃に新中央区役所複合庁舎の施工1回目のチェックを予定しております。このときに、第1回の部会も合わせて行う予定で考えておりまして、こちらの部会に所属となった皆様には、部会の委員の選任のお知らせと一緒に、日程調整のお手紙も同封させていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、右側の（仮称）障がい分野における共生社会推進条例検討部会についてご説明させていただきます。

札幌市では、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンにおける重要概念の一つといたしまして、ユニバーサル、いわゆる共生社会を定めておりまして、年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無などを問わず、誰もが互いに個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会を実現していくとしています。

この共生社会の実現の推進に当たりまして、多様性の尊重などの基本理念を定め、市民、事業者、行政等が一体となって共生社会を実現すべく、（仮称）共生社会推進条例の制定を目指しております。

こうしたことから、障がい分野の当事者、有識者などから成る福祉のまちづくり推進会議の皆様からご意見をいただく貴重な機会として、こちらの部会を設置させていただきたいと考えております。

こちらの部会の任期では、第1回を令和6年5月頃、第2回を令和6年11月頃、第3回を令和7年5月頃で、合計3回予定しております。

（仮称）共生社会推進条例の制定の概要などの詳細につきましては、本日のご出席いただいたおりますまちづくり政策局ユニバーサル推進室の松原課長からご説明いただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（松原ユニバーサル推進室推進担当課長）　ただいまご紹介いただきましたユニバーサル推進室推進担当課長の松原と申します。

今日は、お時間をいただきまして、本当にありがとうございます。

それでは、私から、資料7に基づきまして、このたび制定検討を開始いたしました（仮称）共生社会推進条例につきましてご報告させていただきます。

資料の字が小さくて恐縮ですが、よろしくお願ひいたします。

まず、資料の左側の1番、条例制定の背景・課題でございます。

（1）札幌市が抱える主な課題ということで、これまで、札幌市では、共生社会の実現

に向けて、様々な取組を進めてきたところではございますけれども、現状の課題として、ここでは、主なもの6点を記載しているところでございます。

まず、1点目、札幌市は人口減少局面を迎えておりまして、2040年代には高齢者人口がピークとなると、全体の約4割を占めるということが予想されております。日常生活で制限を受ける方が増加することが見込まれております。

それから、2点目、障がいのある方にとって、地域で暮らしやすいまちであると思う人の割合というところですけれども、現状は3割ということで、残念ながら低い割合で推移している状況がございます。

また、3点目、職場や学校教育の場などの様々な場面における男女の平等意識が低い状況がございます。

それから、4点目、地域における多世代交流が重要と考える市民が少ないということが明らかになっておりまして、地域意識が希薄化しているという課題があると思っております。

また、5点目、今後は在留資格の見直し、市内で暮らす外国人が増加していくことも予想されております。今後、支援が必要な外国人が増加するということがございます。

最後、6点目ですけれども、アイヌ民族について知っていると答えた市民の割合が89%というところで、とどまっているということがございます。

以上、ここには6点を記載しておりますけれども、このほかにも、昨今話題のLGBTQの問題や認知症の問題、共生社会の実現に関する課題は多岐にわたっております、また、それが独立しているということではなく、それぞれの課題が絡み合って、複雑化、複合化しているという状況にあると認識しております。

続きまして、その下の（2）札幌市の動きに移ります。

これまで述べてきましたとおり、共生社会の実現に向けた課題が多様化、複雑化しているほか、昨今の価値観やライフスタイルの多様化、それから、国や他自治体の動き等も踏まえまして、先ほどもご紹介がありましたと、札幌市では、最上位計画である第2次札幌市まちづくり戦略ビジョンのビジョン編におきまして、多様性と包摂性のある都市を目指すということを掲げております。

その上で、まちづくりを進めていく上での重要概念の一つといたしまして、ユニバーサル（共生）を定めまして、年齢、性別、国籍、民族、障がいの有無等を問わず、誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会、共生社会というものを実現していきたいということを明記いたしました。

こうした状況を踏まえまして、4月の市長公約におきましても、（仮称）共生社会推進条例の制定が掲げられまして、条例制定に向けた検討を進めていくこととしております。

続きまして、資料右側の上に移っていただきまして、2番の条例の制定目的についてです。

札幌市が多様性と包摂性のある都市を目指していくためには共生社会の実現が必要で、

そのためには、市民、事業者、行政それぞれの協働というものが不可欠であると思っております。

協働を促進していくためには、それぞれが異なる方向性の下での取組を進めていくことのないように、共生社会の実現に向けた基本理念を共有した上で、連携し合いながら、それぞれの立場の中で取組を進めていくことが重要であると思っております。

そこで、共生社会の実現の推進に関し、基本理念を定めるほか、市の責務や市民、事業者の関わり方、役割を明らかにするとともに、市が推進していく各施策の基本的な事項を定めることなどにより、市民、事業者、それから、行政が一体となって取組を進める、そのよりどころとなる規範を定めることを目的といたしまして、条例制定を目指しているというところでございます。

なお、札幌市では、共生社会の実現に関する条例といたしまして、先ほどご紹介がありました福祉のまちづくり条例をはじめとしまして、札幌市男女共同参画推進条例等の条例を既に制定しておりますけれども、今回、制定を目指す共生社会推進条例については、これらの既存条例に基づく関係施策の枠組みを超えるまちづくりの方向性を示していきたい、各種の取組を加速化させるものとしていきたいと考えております。

最後に、資料右下の3番の今後のスケジュールについてです。

条例の検討につきましては、下の表に記載のとおり、11月8日に設置いたしました札幌市ユニバーサル推進検討委員会につきましては、障がい分野、それから、高齢者、子ども、性、外国人、民族、様々なバックグラウンドをお持ちの方々にお集まりいただきまして、公募委員に2名も含めた14名で構成される委員会でございます。

この委員会を中心に、今後、検討を進めていきたいというふうに考えております。検討委員会でご議論いただいた結果につきまして、福祉のまちづくり推進会議におきましても、令和6年5月頃、それから、11月頃を予定しておりますけれども、改めてご意見を伺っていきたいと考えているところでございます。

また、本資料には記載しておりませんけれども、例えば、男女共同参画審議会、社会福祉審議会等の他の附属機関におきましても、随時、ご意見を頂戴していきたいと考えております。

来年度、令和6年度の春から夏頃にかけましては、それ以外に、別途、当事者を含む市民の方の直接の声を伺う機会ということで、市民参加のワークショップというようなものも開催していきたいと、今、検討しているところでございます。

また、その後の冬につきましては、資料の下から5行目の記載のとおり、いわゆるパブリックコメントという形で改めて市民の皆さんとの声も聞いていきたい、そういうものを実施していく予定となっております。

こうした、二重、三重の様々な機会を通じまして、当事者を含む市民の皆様から丁寧な意見聴取を図っていきたいと思っております。その上で、条例検討を進めてまいりたいと考えておりますので、皆様におかれましては、ご理解ご協力いただければと思っておりま

す。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からの説明は、以上になります。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 続きまして、最後に、資料6にお戻りいただきまして、全体会議の今後のスケジュールについてご説明させていただきます。

全体会議につきましては、本日第1回の会議、それから、令和7年8月頃、こちらは任期の終わり頃でございますけれども、計2回の会議を予定しております。

第2回目の全体会議におきましては、今後、各部会で活動を行っていただきまして、活動報告、内容の審議を予定しております。

なお、部会のメンバーの選出につきまして、事務局よりご提案させていただきます。

推進会議委員の皆様には、先ほどのバリアフリー部会、それから、共生社会推進条例検討部会のいずれかに所属をしていただきたいと考えています。

推進会議には、学識経験者の方、事業者、関係団体の方、それから、公募委員の方で構成されておりますので、大体半分程度、一つの部会13名程度を予定しております。

前回、第12期の決め方では、皆様の専門分野や精通されている状況を考慮いたしまして、会長、副会長とともに、事務局で案をつくらせていただきました。

今回につきましても、同様に検討させていただきたいと考えております。

また、7名いらっしゃいます公募委員の皆様につきましては、事前にどちらの部会がよろしいか、ご希望をお伺いいたしまして、調整させていただきたいと思います。

公募委員の方には、後ほど、希望部会連絡表というものをお渡ししたいと思いますので、こちらを記載いただきまして、事務局まで送付いただけましたら幸いでございます。

事務局から第13期の検討事項などに関するご提案は、以上でございます。

○石橋会長 ただいまのご説明、ご提案についてのご意見、ご質問があれば、お受けしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○上原委員 公募委員の上原です。

最初で、不慣れなところもありますので、申し訳ないです。

公募委員で、高齢者という立場で発言するのだろうと思っているのですけれども、ご提案いただいた内容について、異議があるということではないのです。これはこれでいいのだろうと思うのですけれども、質問なのか、若干意見なのかもしれませんけれども、発言させていただきます。

たまたま、資料2の第5期の項目の中に第2次札幌市交通バリアフリー基本構想検討部会という記載があって、交通関係もやっていられたのかなと思って見ていました。

今、ずっと施設の関係のチェック云々という話があったので、もう違うのだったらそれでいいのですけれども、何を言いたいのかといいますと、札幌市の交通の中の市電ですが、高齢者の立場からしてバリアフリー化がまだまだ遅れているのではないかという思いを持っています。

それから、この辺は不確かですけれども、地下鉄などのトイレも洋式化が全然進んでい

なくて、それはそれなりに進めていくのだということは何となく聞いているのです。

先ほどのユニバーサル（共生）云々で考えたときに、まず、札幌市の交通関係は率先して整備していくのではないかと思っていて、ユニバーサルの部会のほうで、その辺の尻もたたいていくのだということをお聞きしたので、お伺いするのですけれども、施設のバリアフリーチェックはされるのですが、むしろ、早い段階で交通関係のバリアフリー化のチェックをして、そういうものにつなげていったらしいのではないかなと個人的には思っています。

つまり、質問内容とすれば、これからいろいろやっていく中で、いわゆる交通関係のそういう部分もここの委員会の検討対象ですか。

○石橋会長 では、事務局、ご回答をお願いします。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） ただいま、上原委員からご意見がございました、いわゆる公共交通機関のバリアフリーにつきまして、バリアフリーチェックに含まれるかどうかということでございます。

基本的には、おっしゃるとおり、市電や地下鉄の公共交通は、市民の皆様が移動するのに非常に重要な手段でございますので、やはりバリアフリー化を進めるということは非常に重要なことと認識しております。

その上で、実は、先ほど資料1、資料2で少し触れさせていただきましたバリアフリー基本構想2022というものもございまして、我々の札幌市福祉のまちづくり条例では、基本的に、建築物に関する整備基準などを定めまして推進を図っております、バリアフリー基本構想のほうが、先ほど上原委員がおっしゃられました交通バリアフリーを基に現在も発展してきている、いわゆる移動経路のバリアフリーを専門にした計画となっております。

ですので、基本的なすみ分けといたしましては、我々の所管では、建築物、公共的施設、それから、局がまちづくり政策局になってしまうのですけれども、バリアフリー基本構想のほうで、いわゆる道路や公共交通といった移動経路のバリアフリーを進めております。

いただいたご意見は、公共交通のバリアフリーももっと進めていくべき、それから、有効に資するチェックシステムなども導入すべきではというご意見と認識いたしましたので、そちらは担当部局にもお話しさせていただきたいと思います。

○上原委員 いわゆるすみ分けをお聞きしたかったものですから、了解しました。

○石橋会長 続いて、ご質問、ご意見、ウェブのほうからももしあれば、よろしくお願ひいたします。

○佐藤委員 今のお話を聞いていて、すみ分けは必要だとは思うのです。

さっき言ったように僕も20年ぐらい車椅子で過ごしていて、交通機関をすごく使うのですが、例えば、移動経路がバリアフリー化されているか、されていないかについて、僕は、全国に出張で行くことが結構多くて、札幌市と全国の交通機関を比べてみたときに、札幌はバリアフリー化がすごく進んでいると思うのです。

ただ、道外では、自由に市電が使えなかったり、タクシーに乗せてもらえないかったり、バスは事前予約が必要ということがほぼないのですよね。ジャパンタクシーやスロープつきのタクシーがそばにいたら、ぱっと乗せてってくれるのですけれども、こちらだと、やはり車椅子の方は無理なのだよねと90%ぐらいの確率で断られるのです。

バリアフリー化のすみ分けは必要だと思うのですけれども、それこそバリアフリーという言葉は多分ここにも当てはまると思いますし、整備がしっかりされていてちゃんと利用できないのです。僕がタクシー断られるのも、ほとんどは運転手さんが扱い方が分からぬからです。ジャパンタクシーは車椅子対応がされていますよと言っても、いや、僕は、たまたまこれに乗ったから使い方が分からぬんだよねというケースがほとんどなのですよね。例えば、スロープが壊れて今は使えないのだよねとうそまでつかれるぐらい、もう拒絶がすごく激しいのです。

毎回思うのが、例えば、タクシー会社からジャパンタクシーをこれだけ取り入れましたという数字はすごく聞かれるのですが、運転手が使い方を理解しているのか、研修をしているのですかと聞いても、やはり、そういう研修はしたことがない、たまたま乗ったからこのタクシーを使っているだけで、車椅子の方が乗れると思わなかったという意見もあります。バスは、事前予約が必要ですよ、次のバス乗ってくださいとたらい回しされることもすごくあって、やはりバス会社に電話して確認すると、そんなことないですよ、ユニバーサルでスロープも出せるので、いつでも乗ってくださいと言われるのですけれども、やはり運転手が乗せてくれないので。

やはり、すみ分けだとは思うのですけれども、多分、根っここの部分は一緒だと思うのですよね。完全にバリアフリーなのか、例えば、バリアフリー化したつもりでも、その入り口の3センチメートルが段差に感じる方もいらっしゃるし、段差に感じない方もいらっしゃると思うのですよ。その認識の視野を広げるためにも、3センチメートルぐらいだったら、別に店の人が手伝ってあげるよとか、バスの運転手がスロープの扱いに慣れているというところで、多分、今後もっと啓発活動の意識が必要になってくるのかなと思います。

僕もそういうものをどんどん広げたいなと思って、今回、こういうものに参加してどんどん発言していきたいなとすごく感じたので、今後は、何かそういったところも意見として取り入れてほしいなと思います。よろしくお願ひします。

○石橋会長 事務局から、何かコメント、ご意見をお願いします。

○事務局（松原ユニバーサル推進室推進担当課長） 今、お二人からご意見いただいた交通の関係ですが、UDタクシーが導入されていても、それを実際に使う場面では、なかなかハードルがあるというようなお話をいただきまして、我々の課題だというふうに思っています。

先ほどご紹介させていただいたまちづくり戦略ビジョンの中には、障がいの社会モデルという考え方の下に、移動だったり施設に関するものに加えまして、制度面や情報面のバリアフリー、心のバリアフリーの3つの柱で施策を整理したうえで、今、ちょうど、その

具体的な事業として、どういったものをやっていくかを整理しているところでございます。その中には、やはり物だけをつくっても駄目で、それを運営する場面でのいろいろなサポートも必要だと思っていますし、課題だと認識しております。

まちづくり政策局総合交通計画部というところがあつて、そこが交通のラインを進めているのですけれども、我々も関係する中で一体となって取組を進めていけるように、まさに、条例をつくるというところは、そういうところの連携を進めていこうというところも目的でありますので、進めていきたいなというふうに思います。

ご意見ありがとうございます。

○石橋会長 佐藤委員、取りあえずは、よろしいですか。

○佐藤委員 はい。

○石橋会長 ほかに、ご質問、ご意見があれば、お受けしたいと思います。

○村瀬委員 村瀬と申します。

質問が1点あります。

障がい分野における共生社会推進条例検討部会へのご質問ですが、資料7の今後の検討内容として、（仮称）共生社会推進条例の検討と記載があるのですが、（仮称）共生社会推進条例という場合には障がい分野に限らないという認識でいるのですが、この部会では、障がい分野にフォーカスを当てて検討をしていくという認識で合っているのでしょうか。

○石橋会長 ご回答をお願いします。

○事務局（松原ユニバーサル推進室推進担当課長） 我々が今月設置いたしましたユニバーサル推進検討委員会につきましては、先ほどご紹介させていただいたとおり、障がい分野に限らず、外国人分野、民族分野、高齢分野というようなところの委員の皆さんにご参加いただいている。

そこで、今の予定としましては、資料の予定表の第1回が今月にありますて、あとは、来月に第2回、それから、令和6年3月の第3回には、何となく条例の骨子案的なものについて、提案させていただこうかなと現時点では考えているところです。

もちろん、広く分野をまたがった内容にはなるのですけれども、その中身をこちらにお持ちしまして、こちらでは、皆さん、障がい分野や高齢分野といったご自分のフィールド、バックグラウンドをお持ちですから、その専門分野からのご指摘というか、ご意見をいただきながら進めていきたいと思っているところです。

かつ、それだけではない、先ほども言ったのですけれども、課題がいろいろ複雑化していく、こういった視点もあるよということもあるとは思いますので、そういった意味で、多岐にご意見をいただきたいと思います。

○石橋会長 いかがですか。

○村瀬委員 ありがとうございます。

○石橋会長 ほかに、ご質問、ご意見はございませんか。

○高橋委員 札幌市老人クラブ連合会の高橋です。

今、何人かの方からもお話がありましたので、半分確認の形になりますが、教えていただきたいと思います。

制定を目指されている（仮称）共生社会推進条例は、お話にもありましたとおり、札幌市の中にも似たような福祉関係の条例、規則に関する附属委員会、部会が、今、我々と同じようにできています。

さらに、法律、あるいは、世の中の流れの中でユニバーサルを推進するという意味でも、新たな条例で、横串といいますか、包括という形で進めたいというお話ですので、それは、なるほどなどお聞きしていました。

せんだって、今、お話もありましたユニバーサル推進検討委員会の設置要綱も拝見せていただきまして、メンバーが15人以内で構成される予定ですよね。今、お話に出ています障がい分野における共生社会推進条例検討部会は、例えば、福祉、高齢者、母子など様々な課題を抱えている方々、ジャンルごとの外枠の部会として設置を考えているのか、まず、1点目に教えていただきたいと思います。

○石橋会長 ご回答をお願いします。

○事務局（松原ユニバーサル推進室推進担当課長） まず、ユニバーサル推進検討委員会の委員の構成ですけれども、今月に第1回を開催しまして、14名の委員の方にご就任いただいております。

そのうち、本日は欠席となっておりますけれども、福祉のまちづくり推進会議の委員であります浅香委員、牧野委員の2人に委員に就任いただきまして、そこの中でも、こちらの障がいの関係のご意見はいただきたいと考えています。

その上で、委員会としては、ユニバーサル推進検討委員会というものをつくってご意見をいただくのですけれども、先ほど高橋委員からお話のあったとおり、それ以外の2段目というか、その上にかぶせるものとして、附属機関からいろいろご意見をいただければなと思っています。

その形としては、先ほど男女共同参画審議会のご紹介をしましたけれども、子どもの権利委員会、アイヌ施策推進委員会でもご意見を賜りたいと思っています。

今回、部会という形で、ユニバーサル推進検討委員会の部会なのか、福祉のまちづくり推進会議の部会なのかというところが、多分、何か微妙というか、複雑かもしれないのですけれども、一旦、我々としては、ユニバーサル推進検討委員会がありながら、附属機関、まさに、この福祉のまちづくり推進会議に参加していただいている方からご意見を頂戴したいというお話を事務局にさせていただいたときに、先ほど来、お話もありましたバリアフリー基本構想を策定したときには、こちらの会議として部会をつくって、直接的にご審議いただいた経緯もあるので、こちらの推進会議としての部会として新たに立ち上げ、その場を意見を言う場所にするはどうだろうかというご提案をいただきまして、それはありがたいということでお話をしたという形になっています。

ですから、別途、今のユニバーサル推進検討委員会以外の附属機関の皆さんにご意見い

ただき、また、市民、当事者の方に直接お話を伺う機会というものを設けていきながら、3段構成という形になると思うのですけれども、多様な方からご意見いただきたいと考えております。複雑になって恐縮ですけれども、今、そういう形で考えているということをございます。

○石橋会長 高橋委員、お願いします。

○高橋委員 今のお話を伺いますと、やはり、我々のこの組織の中でつくる部会と、新たな（仮称）共生社会推進条例の中の位置づけが、外から見ると分かりづらいですし、万が一、私自身がそうなったときに、この立ち位置がはっきりしないように見受けられました。

あくまでも要望ですけれども、組織から来ている人間なものですから、細かい話ですが、イコールなのか、別物なのかというところで、その辺の立ち位置を明確にしていただきたいと思います。

それと、もう一つ質問ですが、この資料6のご説明をいただいた中で、下に、全体会議予定として、今日以降、次の会議、2回目が令和7年8月頃で、これが部会報告になっていまして、時間が空き過ぎるなと思いながらお聞きしていました。お互いに半分ずつに参加する形になるかと思いますので、せめて、中間でもう一回ぐらい開いて、お互いの情報共有も含めて、経過説明をしていただけるとありがたいなと思いました。

これは、要望です。

○石橋会長 最後に要望をいただいたことについて、事務局からござりますか。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 全体会議といたしまして、一旦、2回とご提案させていただいてはおりますけれども、実際、第12期でも、高橋委員のおっしゃるとおり、中間で一度、全体会議を開きました。それも、当初、施設整備マニュアルの検討部会では、マニュアル改訂のみを行う予定であったのですけれども、途中から規則改正もご審議いただくという必要性がございまして、部会に新たに審議事項を追加してよろしいでしょうかというような形で、全体会議でお集まりいただいた経緯もございます。

いただいたご意見を基に、会長、副会長とも、中間で審議いただく内容の有無も含めまして、ご検討させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○石橋会長 高橋委員、よろしいですか。

○高橋委員 はい。

○石橋会長 それ以外に、ご質問、ご意見ございませんか。

○小島委員 手をつなぐ育成会というのは知的障がいの方を支援する会で、私は、そこから福祉のまちづくりに関わらせていただいております。

前期までは、こちらの公共的施設のバリアフリー部会に属していたのですけれども、私自身は、いわゆる共生社会の実現に向けてというものをずっとやっていて、そちらのほうに向けて、選挙の仕組み、それから、公共施設を利用するときの対応の仕方というようなことを育成会でやっているわけです。

さつき高橋委員がおっしゃったように、組織の中ではそういうことをやっていまして、

組織としては、市に、パブリックコメントなり何なりで福祉のほうに意見をすることあるのですけれども、この委員会の中の心のバリアフリー部会に関しての情報が私のところには全くなかったのです。今までは、施設のエレベーターの改正や通路カラーについては意見として言えたのですけれども、私としては、もう少し共生社会に向けたものに対して意見を発していきたいという気持ちがずっとあったのですよね。

希望は受け入れられないとは思いながらも、高橋委員がおっしゃったように、組織を背負って来ている方も中にはいらっしゃると思うので、その辺のところも考慮していただけます。どちらに対しても一生懸命取り組みますけれども、何とぞご考慮をお願いいたします。

そういう願望を言わせていただきました。ありがとうございます。

○石橋会長 今のは、要望ということでお受けしたいと思います。

事務局から、何かコメントはございますか。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） ご意見、ご要望につきまして、重々承知いたしました。よろしくお願ひいたします。

○石橋会長 これは私の提案になるのですけれども、先ほど申し上げたとおり、ご提案の中では、公募委員の皆様方はどちらかの部会、もしくは、どちらでもいいという回答もいいのですよね。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） そうですね。

○石橋会長 ですから、公募委員の方はお伺いするというご提案でしたけれども、ほかのいろいろなお立場から参画されておられる委員も、どちらかに所属したいといった要望があって、事務局にお伝えしましたら対応いただけますか。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 問題ございません。

○石橋会長 そうしたら、公募委員以外の委員の方も、もしどっちかに所属したいということがあれば、後日、事務局に希望をお伝えいただけたらなと思います。

その上で、私も次に皆さんとお会いできるのは2年後というのは、それはそれで寂しい感じもありますので、先ほど高橋委員からもおっしゃっていただいたとおり、事務局とも相談しながら、回数、中間報告的な機会も前向きに検討していきたいと思います。

そういうことで、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○石橋会長 ありがとうございます。

そのほか、何かご質問、ご意見はございませんか。

では、私からお話しいたします。

先ほどの村瀬委員のご質問とも絡みますし、度々質問に出ているのですけれども、この障がい分野における共生社会推進条例検討部会へのご提案も含めた中での部会設置についてご要望でございます。

先ほど口頭でも説明がございましたし、私の勉強不足ということもあるのですけれども、

ほかの条例や法制度の中における位置づけがよく分からぬのです。そこがよく分からぬから、どこで検討したらいいのかといったところの位置づけも不明確になっているのかなという気がするのです。

令和6年3月に骨子案を提示するということもありますので、なかなか明確になっていないところもあるとは思うのですけれども、とはいえ、市長からの公約もあると思いますし、ご担当部局の中で大きなお考えみたいなところはあると思うのです。

皆様がどこの部会に所属したいのかを考える手がかりにするためにも、もう少し先ほど申し上げた関連する条例との関係であったり、ほかにいろいろなところから意見聴取することは非常にいいことだと私は個人的には思うのですけれども、いろいろな専門の部会の皆さん方に期待するところを補足したような資料をつくっていただいて、後日で結構ですので、皆さんから希望を取るまでに補足資料を説明、配付していただけないでしょうか。

これは、提案ですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（松原ユニバーサル推進室推進担当課長） それでは、事務局とご相談しまして、補足資料をつくってお送りさせていただく形にしたいと思います。

○石橋会長 ありがとうございます。

お忙しい中、お手間を取らすことになると思いますけれども、今日、そういう意見が来るだろうなと思っていたら、やはり出てきたので、ぜひ対応をよろしくお願ひます。

そのほかに、ご質問はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○石橋会長 そうしたら、この二つの部会を設置するという方向についてはご承認いただきまして、選び方についても、先ほど私からご提案させていただいたとおり、基本的には、公募委員の皆様方は、どちらでもいいよということを含めてのご要望を、後日、事務局にお伝えいただきたいと思います。それ以外の委員の皆様も、もし所属したい部会のご希望がありましたら、事務局にお伝えいただきたいと思います。

なるべく皆さんのご意見を調整させていただけると思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、予定していた議題はこれで終了となりますけれども、それ以外に全体を通してでも結構ですし、言い損ねたことがもしあればお受けしたいと思いますけれども、いかがですか。

○佐藤委員 すごく今さらですけれども、この部会はどちらか一方だけという考え方ですか。言うことも、参加することはできないですか、過去にそういう方はいらっしゃらないですか。

○石橋会長 お願いします。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 基本的には、どちらか一方に所属いただくような形となっております。

○石橋会長 ほかにございませんか。

○池田委員 私もそう思ったのですけれども、車椅子の方は両方の意見があると思うのです。こちらの施工のほうでは、やはり実際の動きがまずいというご意見が出てくるでしょうし、先ほど言わされたように、交通機関が全然なっていないというような意見も発したいというふうに思っていると思うので、どちらかというのが難しいのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○石橋会長 事務局、ご回答をお願いできますか。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） これまで、基本的に、どちらかの部会に所属していただきましたけれども、もし皆様からご了承を得られるようございましたら、両方の部会に所属していただくということも問題ないかと思いますので、いかがでしょうか。

○佐藤委員 多分、2年間で3回と2年間で3回の計6回、最後の令和7年8月に1回で、多分、計7回だと思うのですよね。僕は、2年間で7回なら両方に出てもそんなに負担には感じないので、要望いたします。

○石橋会長 ほかにございませんか。

○高橋委員 私は、先ほど、次回が2年後の最終のときに一回で報告されても半分の方は分からなくなるので、中間で幾つかやってほしいという趣旨でお話をしたのです。

両方に所属してもいいという事務局の考えに否定はしません。

○石橋会長 ほかにございませんか。

○佐藤委員 せっかく専門的な方がいっぱい集まっているので、もう片方の関わりがなくても何か専門的な意見も聞いてみたい、勉強したいなという気持ちもあるのですよね。

僕も車椅子の身なので、車椅子の意見は多分こうですよという話をしたいですし、もちろん、建築や高齢者の方の住みやすさも聞いてみたいですし、いろいろな意見も聞いてみたいので、ぜひ両方に参加したいなとは思うのです。

○石橋会長 事務局、お願いします。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） 特段、何か要綱で定められているといったものではございませんので、なるべく委員の皆様のご負担に鑑みて、どちらかいずれかにということであったと思います。

ただ、強いご希望をいただけるのであれば、非常にありがたいお話をしたいです。皆様、特によろしければ、佐藤委員には、ぜひ二つの部会に所属していただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○石橋会長 いかがですか。

○上原委員 それは、誰でも二つに手を挙げてもいいということですか、全員に選択肢を与えるということですか。

○佐藤委員 僕が代表みたいになってしまい怖いのですが、僕だけではなく……

○石橋会長 行政当局の方は非常に言いにくいと思いますので、私から言わせていただきます。

けちな話ですが、多分、部会に参加されたら皆様に謝金というのが発生するのですよね。

その辺の予算の確保はまだ先の話ですので、承認できるかどうかといったところもあると思います。

例えば、よくあるやり方としては、オブザーバー参加があると思います。ですから、僕も個人的には委員という形で積極的に参加していただくのはすごくいいことだとは思うのですけれども、そういうふうな事務局のご事情に鑑みて、次に、ここでやりますと周知して、まず、担当部会の皆様方は積極的に参加していただきたいと思います。それ以外の違う部会の方は、タイミングが合えば、そこについては、自由に参加していただきたいと。ただ、申し訳ないけれども、フィーの発生は難しいかもという前提でやっていただくというのはいかがですか。

（「異議なし」と発言する者あり）（拍手）

○石橋会長 自分で言っておきながら、うまくまとめられたなと思うのですけれども、ありがとうございます。

ほかにございませんか。

○小島委員 経験から言いますと、施設のチェックは、私としては、知的障がいのある人も、それから、ほかの障がいのある人も、その人に特化したバリアフリーをするということなのだけれども、結局、ほかの人たちにもすごく役に立つということが分かったので、それはそれで、私はとてもよかったです。

ですから、本当に両方に参加したいというのが信条なので、今回のようにZoomで参加できる、リモートで参加できるという形にでもなれば、本当に両方参加したいなと今つくづく思って、思わず拍手をしました。

○石橋会長 そうしたら、事務局にはお手数をおかけすることになるかもしれないのですけれども、佐藤委員、そういう関わり方で大丈夫ですか。

○佐藤委員 そうですね。

どちらか一方の部会に所属して、もう片方の部会の日程の案内が来るという認識ですね。すばらしいと思います。

○石橋会長 それでは、お手数がかかると思いますけれども、基本的にそういう枠組みでよろしくお願いいいたします。

○事務局（佐々木事業計画担当係長） かしこまりました。

そのように進めさせていただきたいと思います。

○石橋会長 ありがとうございます。

その場合、これも事務局の立場から申し上げますと、事前にお伺いすると思いますので、参加するなら参加したいということをちゃんと事務局にお伝えいただきたいと思います。多分、会場の準備があると思いますので、そこだけはマナーとしてご理解、ご協力いただきたいと思います。

よろしいですか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○石橋会長 ありがとうございます。

それ以外に、ご質問、ご意見はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○石橋会長 ありがとうございます。

以上で、本日の議事は全て終了しました。

皆様方、長時間のご審議、ご議論をありがとうございました。

事務局に進行をお返ししたいと思います。

3. 閉　　会

○事務局（高松企画調整担当課長） 石橋会長、会議進行をありがとうございます。

皆さん、活発なご議論をありがとうございます。

これにて、第13期第1回福祉のまちづくり推進会議は閉会といたします。

皆さん、お疲れさまでした。

以　　上